

しあわせ定期100



2022年4月1日現在

商 品 名	しあわせ定期100							
販 売 対 象	<p>【新規契約時にご利用いただける方】</p> <p>以下いずれかに該当する60歳以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等をお受取りいただいている方 当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金のお受け取りを新たに指定（年金請求・受取口座の変更）いただいた方 <p>【自動継続時にご利用いただける方】</p> <p>以下に該当する60歳以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫で厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等をお受取りいただいている方 							
預 入 期 間	<p>1年</p> <p>満期時に上記の「自動継続時にご利用いただける方」を満たしている場合は同商品で自動継続し、満たしていない場合は同一期間「スーパー定期」として自動継続いたします。</p>							
預 入								
預 入 方 法	一括預入							
預 入 金 額	1円以上100万円以下							
預 入 単 位	1円単位							
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻しいたします。							
利 息								
適 用 利 率	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ時におけるスーパー定期（1年もの）の利率に当金庫所定の利率を上乗せいたします。 自動継続後の利率は、当金庫の判定基準に基づき、継続日におけるスーパー定期（1年もの）の利率に当金庫所定の利率を上乗せいたします。 <p>※利率は、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。</p>							
利 払 方 法	満期日以後に一括してお支払いいたします。							
計 算 方 法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算							
税 金	2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）							
付 加 可 能 な 特 約 事 項	マル優をご利用いただけます。（少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当等を受給の方）							
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた下記の利率により利息をお支払いいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>中途解約時の利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率</td> </tr> </tbody> </table>		お預入れ期間	中途解約時の利率	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率
お預入れ期間	中途解約時の利率							
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率							
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率							
利 率 情 報 の 入 手 方 法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。							
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。							

<p>紛争解決措置</p>	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金振込ご指定口座がある店舗のみでご利用いただけます。 ・厚生年金、国民年金、共済年金等公的年金または一部の厚生年金基金、国民年金基金等が全て支給停止となっている場合、「しあわせ定期100」は自動継続されず「スーパー定期」の利率が適用となる場合がございます。 ・販売対象となる厚生年金基金、国民年金基金等は窓口にお問い合わせください。 ・お取扱い期間が定められていますので窓口へお問い合わせください。 ・預金保険制度の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。） ・金融情勢等により、表示内容に変更が生じる場合がございます。